

金閣こぶしの里ヘルパーステーション 利用契約書 (訪問介護)

____様(以下、「契約者」という)と 社会福祉法人七野会(以下、「事業者」という)は
契約者が金閣こぶしの里ヘルパーステーションから提供される訪問介護サービスについて、
次のとおり契約します。

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその居宅において、その有する
能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的
として、訪問介護サービスを提供し、契約者は事業者に、それに対する料金を支払います。
- 2 事業者が契約者に対して実施する訪問介護サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、
費用等の事項は「訪問介護計画書」に定めるとおりとします。

(契約期間)

- 第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了までと
します。
- 2 契約満了の7日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がな
い場合は、契約は更新されたものとします。

(訪問介護計画の決定・変更)

- 第3条 事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って契約者の訪問介護計画を作成し、
同意を得たうえで決定するものとします。
- 2 事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは契約者及び家族
等から変更の要請があった場合に十分に協議をしたうえで訪問介護計画を変更するもの
とします。
- 3 事業者は、訪問介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容
を確認するものとします。

(訪問介護サービスの提供)

- 第4条 事業者は契約者の居宅に訪問介護員を派遣し、契約者に対して入浴・排泄・食事の介
護、調理・洗濯・掃除・買物等の生活援助、その他日常生活上の世話を提供するものと
します。
- 2 事業者が提供する訪問介護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別
紙「重要事項説明書」及び「訪問介護計画書」のとおりとします。

(運営規程の遵守)

第5条 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供することとします。

2 契約における運営規程については、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(利用料金の支払い)

第6条 契約者は、「重要事項説明書」に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとしてとします。

2 サービス利用料金は、1ヶ月毎に計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

(サービス利用の変更)

第7条 契約者は利用期日前において、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービス実施の前日17時前までに事業者へ通知するように努めるものとします。

2 事業者はサービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。

(利用料金の変更)

第8条 事業者は契約者に対して、1ヶ月までに文書で通知することにより、利用料金の変更を申し入れることができることとします。

2 契約者は、前項の変更同意することができない場合には本契約を解除することができることとします。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命・身体・生活環境の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は、契約者に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

3 事業者及びサービス従事者は、訪問介護サービスを提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

(損害賠償)

第10条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(契約の終了)

第11条 契約者は、本契約の有効期間中、契約希望終了日の7日前までに事業者へ通知することによって、本契約を解除することができるものとします。但し、契約者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合はこのかぎりではありません。

2 契約者は、事業者及びサービス従事者が以下の行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

(1) 事業者及びサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合

(2) 事業者及びサービス従事者が守秘義務に違反した場合

(3) 事業者及びサービス従事者が契約者もしくはその家族等に対して社会通念を著しく逸脱する行為を行った場合

3 事業者は契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

(1) 契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告期間が30日を越えたにもかかわらずこれが支払われない場合。

(2) 契約者もしくはその家族等が事業者及びサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの著しい不信行為を行った場合。

4 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了することとします。

(1) 契約者が介護保険施設を利用した場合

(2) 契約者の要介護認定区分が自立・要支援と認定された場合

(3) 契約者が死亡した場合

(苦情処理)

第12条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、事業者と契約者が誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住所
氏名 印

署名代筆者 住所
氏名 印
本人との関係（ ）

住 所 京都市北区平野桜木町7-3-2
事業者 社会福祉法人 七野会
事業所名 金閣こぶしの里ヘルパーステーション
代表者名 理事長 井上ひろみ 印

「金閣こぶしの里ヘルパーステーション」
重要事項説明書
(訪問介護)

当事業所は御契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

金閣こぶしの里ヘルパーステーション
京都市指定 第2670100821号

1. 事業者

法人名 社会福祉法人七野会
電話番号 075-466-5095
代表者氏名 理事長 井上ひろみ
設立年月日 昭和60年 7月 24日

2. 事業所の概要

種類 指定訪問介護事業所
事業の目的 指定訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者が居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
名称 金閣こぶしの里ヘルパーステーション
所在地 京都市北区平野桜木町7-3-2
電話番号 075-466-2274
管理者名 内田 明代
運営方針 事業所の訪問介護員等は要介護者等の心身の特性をふまえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
開設年月日 平成22年4月28日

3. 通常の事業の実施地域

京都市北区、上京区全域
中京区の太子道通り以北の地域
右京区の府道29号線以南、山越え通り以東、西大路通りから国道162号線までの太子道通りより以北・国道162号線から山越え通りまでの丸太町通りより以北の地域

4. 営業日及び営業時間

営業日 日曜日～土曜日
営業時間 午前8時30分～午後5時30分

*訪問介護員の派遣は、午前6時～午後22時まで可能です。利用者及び担当のケアマネージャーと相談の上、派遣時間を決定する。

5・サービスの内容

	種類	サービスの内容
身体介護	食事介助	食事の介助を行います
	入浴介助	自宅での入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います
	排泄介助	おむつの交換、トイレ等での排泄の介助を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	体位変換	褥瘡予防のための体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車椅子等への移乗介助を行います。
	起床・就寝介助	ベットへの誘導、ベットからの起き上がりの介助をおこないます。
	服薬介助	服薬のお手伝い、確認を行います。
	自立生活支援のための見守りの介助	自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等。一緒に調理や買い物を行う、更衣等の見守り等です。
生活援助	買物	ご利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	ご利用者の食事の準備、配膳、下膳を行います。
	掃除	ご利用者の居室等の掃除やゴミ出し等を行います。
	洗濯	ご利用者の衣類等の洗濯を行います。

6．職員の体制(職員の配置については指定基準を満たしております)

	資格	常勤	非常勤	職務の内容
管理者 (兼務)	職種	1名 (1名)		職員を指導監督し適切な事業の運営をはかるよう統括する
サービス提供責任者 (兼務)	介護福祉士	4名		訪問介護の利用申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
訪問介護員 (兼務)	介護福祉士	(4名)	5名	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
	介護養成研修2級課程修了者 (ヘルパー2級)	1名	1名	

() 内は、他業務と兼務している員数

7．利用料金表 (別紙)

8. 利用料金のお支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払いください。

- ・事業所に直接お支払い
- ・郵便振替で送金
口座 「01020-9-82287」社会福祉法人 七野会
- ・指定郵便口座からの自動引き落とし

9. サービス利用の変更・中止

- ・契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には実施日の前日17時前までに事業者申し出てください。尚、変更、追加につきましては、訪問介護員の稼働状況等を見ながらご契約者と協議をさせていただきます。
- ・天候、災害等の理由によりサービスの提供が困難であると事業所が判断した場合は、サービスの変更又は中止をさせていただきます場合があります。その際は、あらかじめご相談させていただきます。

10. 秘密の保持

- ・事業所職員は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- ・事業所職員は、契約者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者及びその家族の個人情報を用いません。

11. サービス提供中の事故発生時の対応について

- ・サービス提供中に事故等が発生した場合には、別途の「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って対応いたします。その際に、利用者およびご家族の安全と権利を守るよう努力すると共に、可能な限り事前に利用者およびご家族の納得、ご了解が得られるようにいたします。
- ・事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- ・サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに家族、担当の居宅介護支援員、京都市へ報告いたします。

12. 損害賠償について

- ・当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- ・ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は損害賠償責任を減じる場合があります。

1 3. 苦情・相談の受け付け

- ・当事業所ではご契約者またはご家族の方からの苦情・相談の受け付けをおこなっています。

所在地 京都市北区平野桜木町7-3-2
電話番号 075-466-2274
FAX 075-466-2275
苦情受付担当者 サービス提供責任者 古田 千恵
苦情解決責任者 管理者 内田 明代
受付時間 終日

- ・運営法人における苦情処理第三者委員による苦情の受付

第三者委員

小川 栄二 (元立命館大学教授)

藤松 素子 (佛教大学教授) 電話 075-491-2141 (佛教大学)

原田 眞美 (認知症の人と家族の会京都府支部世話人)

電話 050-5358-6580

(認知症の人と家族の会京都府支部)

- ・尚、当事業所以外にも地域包括支援センター、各区役所、国民健康保険団体連合会でも苦情を受け付けています。

・京都市北保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 電話 075-432-1366

・京都市右京保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 電話 075-861-1430

・京都市上京保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 電話 075-441-5106

・京都市中京保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 電話 075-812-2566

・国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9090

・京都府社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会 電話 075-252-2152

1 4. 第三者評価の実施状況 有

実施した直近の年月日 令和1年12月23日

評価機関 京都市老人福祉施設協議会

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの開始にあたり、本書面にに基づき交付の上重要事項の説明を行い交付しました。

金閣こぶしの里ヘルパーステーション

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて金閣こぶしの里ヘルパーステーションから重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始及び利用料の徴収について本書面の交付をうけ同意し、受領しました。また、サービス担当者会議等において利用者及び家族の必要な個人情報の提供についても同意し、緊急の医療上の必要性がある場合には医療機関等に情報を提供することについても同意しました。

利用者 氏名

印

署名代筆者 氏名

印

本人との関係（ ）